

2022 年 6 月 8 日

企業会計基準委員会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

品質管理本部長 清水 伸幸

実務対応報告公開草案第63号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」に対する意見

貴委員会から2022年3月15日に公表された実務対応報告公開草案第63号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」（以下「本公開草案」という。）の提案について、基本的に同意いたします。ただし、今後の適用にあたって、表現方法の見直し又は明確化をご検討いただきたい点について、下記のとおり意見を取りまとめましたので提出いたします。

記

質問 1（範囲に関する質問）

本公開草案の範囲に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意する。

質問 2（電子記録移転有価証券表示権利等の発行の会計処理に関する質問）

本公開草案の電子記録移転有価証券表示権利等の発行の会計処理に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意するが、次の点について確認及び検討していただきたい。

1. 電子記録移転有価証券表示権利等の発行の会計処理

（コメント）

電子記録移転有価証券表示権利等の発行の会計処理を定めた第 4 項から第 6 項においては、負債又は株主資本として会計処理を行う場合のみ定めているが、株主資本以外の項目である新株予約権に区分される場合の取扱いを明示すべきと考えられる。

（理由）

電子記録移転有価証券表示権利等に該当し得る、金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（以下「みなし有価証券」という。）には、金融商品取引法第2条第1項第9号に規定される新株予約権証券のうち、当該権利を表示する有価証券が発行されていないものが含まれると考えられる。

電子記録移転有価証券表示権利等に該当する企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）及び日本公認会計士協会会計制度委員会第14号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。また、金融商品会計基準及び金融商品実務指針を合わせて、以下「金融商品会計基準等」という。）上の有価証券を発行する場合は、従来のみなし有価証券を発行する場合と同様の会計処理を行う提案に同意するが、電子記録移転有価証券表示権利等の発行の会計処理を定めた本公開草案第4項から第6項においては、負債又は株主資本として会計処理を行う場合のみを定めており、株主資本以外の項目である新株予約権に区分される場合の取扱いが明示されていない。

このため、企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」第7項など、株主資本以外の項目である新株予約権に区分される場合の取扱いを明示すべきと考えられる。

質問3（電子記録移転有価証券表示権利等の保有の会計処理に関する質問）

本公開草案の電子記録移転有価証券表示権利等の保有の会計処理に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意するが、次の点について検討していただきたい。

2. 金融商品会計基準等上の有価証券に該当する場合の電子記録移転有価証券表示権利等の保有の会計処理

（コメント）

金融商品会計基準等上の有価証券に該当する電子記録移転有価証券表示権利等の貸借対照表価額の算定及び評価差額に係る会計処理について、権利の内容が組合等への出資に該当する場合の会計処理として、いわゆる折衷法や総額法も含まれることを明確化するため、金融商品実務指針第308項も明記すべきと考えられる。

（理由）

権利の内容が組合等への出資である金融商品会計基準等の有価証券に該当する電子記録移転有価証券表示権利等の貸借対照表価額及び評価差額の会計処理について、本公開草案第33項では、金融商品実務指針第132項のみを参照している。

金融商品実務指針第132項においては、組合等の財産の持分相当額を出資金（金融商

品取引法第2条第2項により有価証券としてみなされるものについては有価証券)として計上し、組合等の営業により獲得した純損益の持分相当額を当期の純損益として計上するいわゆる「純額法」の会計処理を規定しており、いわゆる折衷法や総額法の会計処理は金融商品実務指針第308項に定められている。

権利の内容が組合等への出資である電子記録移転権利等の会計処理として、いわゆる折衷法や総額法の会計処理も認められるのであれば、流通することが想定される電子記録移転有価証券表示権利等の性質から、純額法の会計処理のみが認められるとの誤解を避けるため、金融商品実務指針第308項についても同様に明記すべきと考えられる。

質問4（開示に関する質問）

本公開草案の表示及び注記事項に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意する。

質問5（適用時期に関する質問）

本公開草案の適用時期に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意する。

質問6（その他）

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

コメントなし。

以上